

諸外国からの輸入解禁要請と検討の進捗状況の公表手続き

わが国は、チチュウカイミバエ、コドリングア、火傷病菌などわが国の有用な植物に重大な被害を与えるおそれのある病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法に基づいてこれらの病害虫が寄生する植物の輸入を禁止している。一方で、輸出国が開発したくん蒸などの科学的措置によって対象とする病害虫の侵入防止が確立された場合に限り、この輸入禁止措置を一定の条件の下に解除して、対象植物の輸入を認めてきた。

しかし、この輸入解禁の手続きは、植物防疫法で「公聴会」を開催することが定められているにとどまり、解禁要請国が行う諸手続き、わが国が行う検証の手続きなどが明らかにされていなかったため、輸出を希望する国からは「SPS協定で要求されている透明性の確保が不十分である」との

指摘があった。また、国内関係者からも、検討状況を公表してほしい旨の要請が行われていた。

このため、輸入解禁手続きに係る技術的検討過程を明らかにし、手続きの進捗状況を公表していく目的で、標記手続きが定められた。この手続きの詳細は、平成11年9月22日付け官報又は農林水産省のホームページ (<http://www.maff.go.jp/>) の「記者発表資料」において閲覧が可能となっている。

これにより、解禁要請国とわが国の植物検疫当局が要請案件の検討手続きの各段階で行うべきことが明確にされるとともに、日本貿易振興会(JETRO)が発行する日刊紙「通商弘報」を通じて各案件の検証手続きの進捗状況が公表されることとなった。なお、最新の進捗状況は、平成11年11月26日付けの通商弘報に掲載されている。

海外のニュース

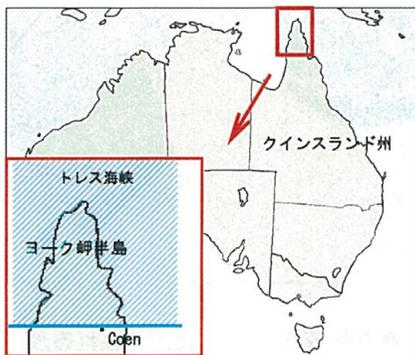
オーストラリアにおける害虫2種に対する移動規制について

Mango leafhopper(*Idioscopus nitidulus*)は、インド原産のヒメヨコバイ科に属するマンゴウの重要害虫で、東南アジアに広く分布し、多発時には花に著しい被害を与え、果実収量の減少を招く。

Spiraling whitefly (*Aleurodicus dispersus*)は、中央アメリカ原産のコナジラミ科の昆虫で、寄主範囲が極めて広く、多くの植物を吸汁加害するとともに、すす病を誘発する難防除害虫である。

オーストラリアクインズランド州においては、前者が1986年に、トレス海峡で初めて発見された後、現在ではヨーク岬半島の5地域で発生が確認されており、後者は1995年にクインズランド本土で確認されている。

クインズランド第1次産業省(DPI)は、両種のまん延を防止するため南緯13度45分以北のヨーク岬半島及びトレス海峡周辺の島々を検疫地域に



青の斜線部が検疫地域

定め、当該地域内でのマンゴウ植物体(果実を含む)の移動規制及びspiraling whiteflyの付着する植物の移動禁止措置をとっている。また、検疫地域から持ち出される植物は、すべて当該地域の南の境界に位置するCoen Information and Inspection Centreでの検査を義務付けられており、両種の付着が認められた植物は移動禁止とされる。

現在、同局では、薬剤、天敵等を利用した防除法の策定を進めるとともに、インターネットのホームページを利用して地元住民、旅行者等に対して注意を促している。

参考: Department of Primary Industries, Queensland, Australia.

<http://www.dpi.qld.gov.au/>

発行所	横浜植物防疫所
	〒231-0003横浜市中央区北仲通5-57横浜第二合同庁舎 ☎(045)211-7155
発行人	古茶武男
編集責任者	江口寛明
印刷所	内村印刷株式会社